

市川市病児・病後児保育事業委託業務事業者公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市では、保護者の子育てと就労の両立を目的として、病気の初期から回復期の児童について、普段通う保育施設又は学校での集団保育が難しい時期に預けることができる「病児・病後児保育施設」を令和 6 年 4 月までに新規開設いたします。ついては、下記の通り、病児・病後児保育施設の設置・運営を行う事業者を募集します。

2 公募対象市域

市川市南部（江戸川より南側）を公募対象地域とし、東京メトロ東西線行徳駅又は南行徳駅より概ね半径 500m 圏内を、特に必要性が高い重点整備対象地域とする。

3 委託期間

事業開始日が属する月の初日から事業を開始する年度の 3 月 31 日まで

4 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため。

5 募集要件

次の条件を全て満たす法人又は個人事業者とする。

ア 市内の病院若しくは診療所（以下「病院等」という。）又は保育所若しくは認定こども園（以下「保育所等」という。）に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設を設置することができること。

イ 事業を安定かつ継続して実施できること。

ウ 法人の場合、法人税、法人事業税、法人都道府県民税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。個人事業者の場合、市民税、国民健康保険料並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。

エ 経営状況（財務状況）及び経営組織等を含む経営全般において健全であること。

オ 次の 1 から 4 までのいずれにも該当しないこと。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加資格を有しないもの。
- 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされているもの（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。
- 3 民事再生法による再生手続開始の申立てをしたもの。
- 4 本人又は団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行うもの。

6 事業内容

病気及び病気回復期並びに体調不良のため、集団保育等が困難な乳児（生後 56 日を経過したものに限る）若しくは幼児又は満 9 歳に達した日以後の 3 月 31 日までの児童について、病院等若しくは保育所等に

付設された専用スペース又は本事業のための専用施設にて、一時的に保育を行うもの。

なお、保育施設又は学校において微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童には、国が定める病児保育事業実施要綱（以下「国要綱」という。）に準じて、当該児童に対して送迎対応を実施すること。

また、実施する病児保育事業の類型は国要綱 4 項に掲げる病児対応型、病後児対応型、送迎対応とすること。

7 実施場所

本事業の実施場所は、病院等若しくは保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次に掲げる基準を満たし、市が適当と認めたものとする。

- (1) 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- (2) 前号における保育室の面積が、利用定員 1 人当たり 1.98 平方メートル以上であって、かつ、
1 室 8 平方メートルを下回っていないこと。
- (3) 第 1 号の観察室又は安静室の面積が 1 室当たり 3.3 平方メートル以上であること。
- (4) 調理室及び調乳室（病院等若しくは保育所等の調理室及び調乳室と兼用するものを含む。）を有すること。（専用の調理室及び調乳室が望ましい。）
- (5) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の保育に適した場所とすること。
- (6) 事業の実施場所が、商業施設、その他学校や保育施設等と併設し、同一施設内で複合的に事業が実施されている場合については、感染症等の拡大防止のため、施設内で職員等の往来が出来ないよう、実施場所と他の施設とが壁等で分けられ、入り口が別になっていること。
- (7) 実施事業予定者が所有又は賃貸借する物件とし、賃貸借する物件の場合は、病児保育事業の実施場所となることについて、物件所有者の承諾を事前に得ていること。
- (8) 新耐震基準を満たしていること。（昭和 56 年以前に完成した建物の場合、耐震調査を実施し新耐震基準と同等の基準を満たしていること又は新耐震基準に適合する耐震補強済みであること）

8 応募申込みについて

以下の書類を、募集期間内に直接こども施設計画課にご持参ください。

書類番号	提出物	提出上の注意
①	応募申込書（第 1 号様式）	
②	宣誓書（第 2 号様式）	
③	企画提案書（第 3 号様式）	記載内容については、本要領第 8 項第 2 号を参照すること
④	予定構成員一覧（任意様式）	氏名、年齢、資格、常勤・非常勤の別等を記載すること
⑤	本事業実施に係る見積書及び内訳（任意様式）	見積書の作成にあたっては本要領第 8 項第 3 号を参照すること。なお、消費税及び地方消費税は、消費税法第 6 条第 1 項及び社会福祉法第 2 条第 3 項第 2 号により非課税。
⑥	業務実績書（第 4 号様式）	
⑦	事業開始年度における計画	法人運営方針、活動方針（事業計画書等）年間スケジュール
⑧	資金計画（任意様式）	本事業の 2 か月分
⑨	貸借対照表、収支計算書	法人事業全体（令和 4 年度(2022 年度)分）

⑩	法人定款の写し	
⑪	履歴事項全部証明書	発行後 3 か月以内のもの
⑫	建物図面、家屋図等	正確な面積や間取り等が確認できるもの。

(2) 企画提案書記載事項

本要領及び仕様書等に基づき、指定した様式に記載された項目に則って作成すること。

(3) 見積書について

見積書の作成にあたっては、下記項目を参考にして作成すること。

- ① 人件費（給与、交通費、研修費等）
- ② 施設整備費（補助限度額 病児施設分：4,000,000 円・病後児施設分：4,000,000 円）
- ③ 建物賃借料（補助限度額 病児施設分：600,000 円・病後児施設分：600,000 円）
※開設日の属する月の前月分のものに限る。
- ④ その他経費（光熱水費、衛生費、保険料等）
- ⑤ 事務手数料（全事業費の 10%以内）

※令和 5 年度におけるひと月の委託費上限額は 3,700,000 円である。

※送迎対応に係るタクシー代金については、上記委託費には含まず、実績に応じ別途委託費として支払うものであるため、見積書の作成に当たっては計上しないこと。

※開設日は協議して決定するものとするが、見積書の作成に当たっては、令和 6 年 1 月 1 日からの金額を計上すること。

9 提出書類について

- (1) 提出部数 … 正本 1 部 副本 6 部
- (2) 提出期限 … 令和 5 年 9 月 26 日（火）17 時
- (3) 提出方法 … こども施設計画課窓口にて直接紙媒体で提出すること。
- (4) 留意点 … 用紙サイズは A4 に統一して、ホチキス等で左綴じして、インデックスに書類番号を記載のうえ、該当する書類に貼付すること。なお、企画提案書については一事業者一点までとし、申請期間中の差し替えは可とする。

10 プレゼンテーションについて

- (1) 日 時：令和 5 年 10 月中旬頃予定 ※正確な日時等については後日通知致します。
- (2) 実施場所：市川市役所内（変更となる場合有り）
- (3) 実施内容：提出した企画提案書に記載された内容に沿って説明を行い、補足等が必要な場合は、提案書の内容を逸脱しない範囲で行うこと。
- (4) 所要時間：準備 5 分程度、プレゼンテーション 20 分程度、質疑応答は 20 分程度とする。
- (5) 機 材：事務局にて用意する機材はスクリーン、マイク、プロジェクターとする。なお、パソコン及び外部ネットワーク接続環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。また、プロジェクターは HDMI でパソコンとつなぐものであるため注意すること。

11 優先交渉者の選考について

「市川市病児・病後児保育事業委託業務事業者選考評価委員会議」（以下、評価委員会議）において、応募書類の内容により、「市川市病児・病後児保育事業委託業務事業者選考評価基準」に基づいて評価・採点し、最も評価点数が高い者を優先交渉事業者として選考する。なお、評価の結果、評価基礎点の 6 割に満たない場合は、応募者が 1 者であっても、優先的交渉権者

として選考しないものとする。

優先交渉事業者は、企画提案書の内容に基づき、本市と委託事業の詳細な内容について協議を実施し合意に至った場合は、市川市財務規則、その他の法令規則等に従い、予算の範囲内において契約を締結する。なお、何らかの事由により契約の締結に至らなかった場合、市は評価結果が次順位の者と協議し、契約交渉を行うこととする。

12 評価結果の通知方法について

- (1) 評価結果については、令和 5 年 10 月下旬までに全応募者に対し文書にて通知し、併せて、本市のホームページに掲載するものとする。
- (2) 選考結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

13 契約保証金について

契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、市川市財務規則第 117 条第 3 項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

14 プロポーザルへの参加費用について

企画提案書の作成、郵送料等、本件に係る全ての費用は提案者の負担とし、何らかの事由により損害等が発生した場合の問題について、市川市は一切の責任を負わないものとする。

15 失格事項

下記項目に該当する場合は、評価委員会議に諮ることなく失格とする。

- (1) この要領に定める手続以外の方法により本市職員及び市関係者等にプロポーザルに対する援助を求めた場合
- (2) 提出された見積額が、執行限度額を超過している場合
- (3) 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- (6) 本要領第 5 項から第 7 項までの要件を満たしていないと判断した場合

16 その他

- (1) 提出された全ての書類は原則返却しない。
- (2) 本プロポーザルにて知り得た情報については、目的外の使用を固く禁止する。
- (3) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局へ連絡すること。
- (4) 事業計画の中止等により発生した損害等について、市川市は一切責任を負わないものとする。
- (5) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルの評価及び議会等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を無断及び無償で行うこととする。
- (6) 本事業の実施にあたっては、「市川市病児保育事業実施要綱」を遵守するものとする。

17 担 当（問合せ）

本実施要領に関する内容について

市川市こども部 こども施設計画課

担当：荻込・大川・藤ヶ崎

TEL：047-711-3061 FAX：047-711-3074

メール：hoikukeikaku@city.ichikawa.lg.jp

開設後の運営に関する内容について

市川市こども部 こども施設入園課

担当：野口

TEL：047-711-1791 FAX：047-326-1320

メール：hoiku8@city.ichikawa.lg.jp

質疑は下記の通り受け付けます。

質疑出来る者：「5 募集要件」を満たす者。

質疑方法：電話又は質問書（様式第 5 号）によること。

受付期間：令和 5 年 8 月 28 日から令和 5 年 9 月 11 日 17 時まで